

浄化槽管理士講習

制度所管部局： 廃棄物・リサイクル対策部 浄化槽推進室

1 制度の概要

浄化槽の保守点検に従事する者の要件を定める資格制度である。

2 指定登録基準

【浄化槽法第46条の2において準用する同法第43条の18】

第43条の18 指定講習機関の指定は、主務省令で定めるところにより、講習を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、第1項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う講習に関する業務（以下この章において「講習業務」という。）以外の業務により講習業務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第43条の25の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者があること。

3 委託等に係る事務・事業の検査料等（平成22年10月現在）

(1) 料金

129,700円

(2) 積算根拠

人件費 30,787円

物件費 98,926円

計 129,713円（受講料は端数処理したもの）

4 当該試験・検査を行う公益法人（平成22年10月1日現在）

法人の名称	財団法人日本環境整備教育センター
法人の連絡先	〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 TEL03-3635-4880
指定・登録の時期	昭和60年4月16日
指定・登録の理由	浄化槽法第46条の2において準用する同法第43条の18の規定に基づく基準に適合しているため。

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

Q1 浄化槽管理士とはどんな資格ですか？

A1 浄化槽の機能が十分に発揮されるためには、浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理を行う「保守点検」を定期的に行わなくてはなりません。保守点検の作業には技術上の基準があり、この基準を守るには専門知識や技能が必要です。このため、保守点検を実施するための資格として、浄化槽管理士の国家資格制度が設けられています。

Q2 浄化槽管理士はどんな業務をするのですか？

A2 浄化槽に付属するいろいろな装置や機器類が正しく働いているかどうか、浄化槽全体の運転状況や放流水の状況はどうか、汚泥のたまり具合はどうか、配管やろ材が目詰まりしていないかなどを調べ、装置や器具類の調整、消毒剤の補給などを行います。

Q3 浄化槽管理士になるためにはどうすればよいのですか？

A3 筆記試験である浄化槽管理士試験に合格するか、又は浄化槽管理士講習の課程を修了する方法の2つの方法があります。受験又は受講にあたって、学歴、実務経験等は一切問われません。それぞれの手続きについては、指定機関（財団法人日本環境整備教育センター）にお問い合わせ下さい。

Q4 浄化槽管理士講習の科目はどんなものがありますか？

A4 浄化槽管理士講習では、浄化槽概論、浄化槽行政、浄化槽の構造及び機能、浄化槽工事概論、浄化槽の点検・調整及び修理、水質管理、浄化槽の清掃概論の7科目を履修します。